

大阪市水道局告示第68号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月7日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	都島本通 支店	変 更 前	大阪府大阪市旭区高殿4丁目22 番40号	令和7年 11月10日
		変 更 後	大阪府都島区都島北通2丁目3 番19号	

（水道局総務部経理課）